

監査委員公表第7号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和4年11月29日

二宮町監査委員 間中 晟  
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の実施日

令和4年10月28日（金）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 前田 憲一郎

4. 監査対象とした部課等

健康福祉部子育て・健康課

保健センター

健康福祉部子育て・健康課（子育て支援担当）

消防本部消防課

消防署

5. 監査の範囲

令和4年度8月末における財務並びに事務の執行状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

## 7. 所掌事務（施設）の概要

### （1）子育て・健康課

母子保健法の規定に基づく母子健康手帳交付・健康診査・訪問指導に関する  
こと、子育て世代包括支援に関すること、予防接種事業に関すること、特定健  
康診査及び特定保健指導に関すること、新型コロナウイルスワクチン接種計画  
の立案・調整に関すること、集団接種会場の運営・統括に関すること等を担当  
している。

### （2）保健センター

町民の健康保持増進の拠点として、相談や事業、会議を実施。

### （3）子育て・健康課（子育て支援担当）

児童手当に関すること、小児医療費の助成に関すること、百合が丘保育園の  
管理運営に関すること、学童保育に関すること、一時預かり事業に関すること  
等を担当している。

### （4）消防課

消防業務の広域連携及び消防広域化に関すること、消防庁舎（附属施設を含  
む。）及びその他の消防施設等の維持管理及び修繕に関すること、消防職員及  
び消防団員の教育訓練に関すること、消防団車両、消防機械器具等の保管及び  
運用に関すること、火災予防業務の計画及び指導等に関すること等を担当して  
いる。

### （5）消防署

災害の警戒及び防ぎょ活動に関すること、消防隊、救急隊、救助隊及び指令  
センターの業務運用並びに負傷者その他応急救護を要する者の応急処置及び  
搬送に関すること、消防車両、消防機械器具等の保管及び運用等に関すること  
等を担当している。

## 8. 監査結果

各課（署）とも令和4年度予算の事業執行に関する事務については、概ね適  
正に執行されているものと認められる。

以上